

# 令和8年度国民健康保険税税率(案)及び 国民健康保険事業特別会計予算(案)について

# 令和 8 年度 佐世保市国民健康保険事業特別会計予算（案） 総括表（簡易版）

## 【歳入】

（単位：千円）

科 目	構 成 比	令和 8 年度 予算 (A)	令和 7 年度 予算 (B)	増 減 (A) - (B)	主 要 因 等
国民健康保険税	14.9%	3,691,027	3,593,756	97,271	
一般被保険者	14.9%	3,690,966	3,593,651	97,315	国保事業費納付金（子ども・子育て支援金分）の増
退職被保険者	0.0%	61	105	▲ 44	退職者医療制度廃止に伴う減
国庫支出金	0.0%	2	2	0	
県支出金	75.4%	18,644,939	18,186,462	458,477	保険給付費の増
一般会計 繰入金	7.7%	1,909,908	2,010,529	▲ 100,621	出産育児一時金繰入金等の減
財政調整基金 繰入金	1.5%	374,888	440,000	▲ 65,112	基金活用額の減
繰越金	0.1%	31,350	31,000	350	
その他の収入	0.3%	86,023	89,840	▲ 3,817	第三者納付金の減
合 計		24,738,137	24,351,589	386,548	

## 【歳出】

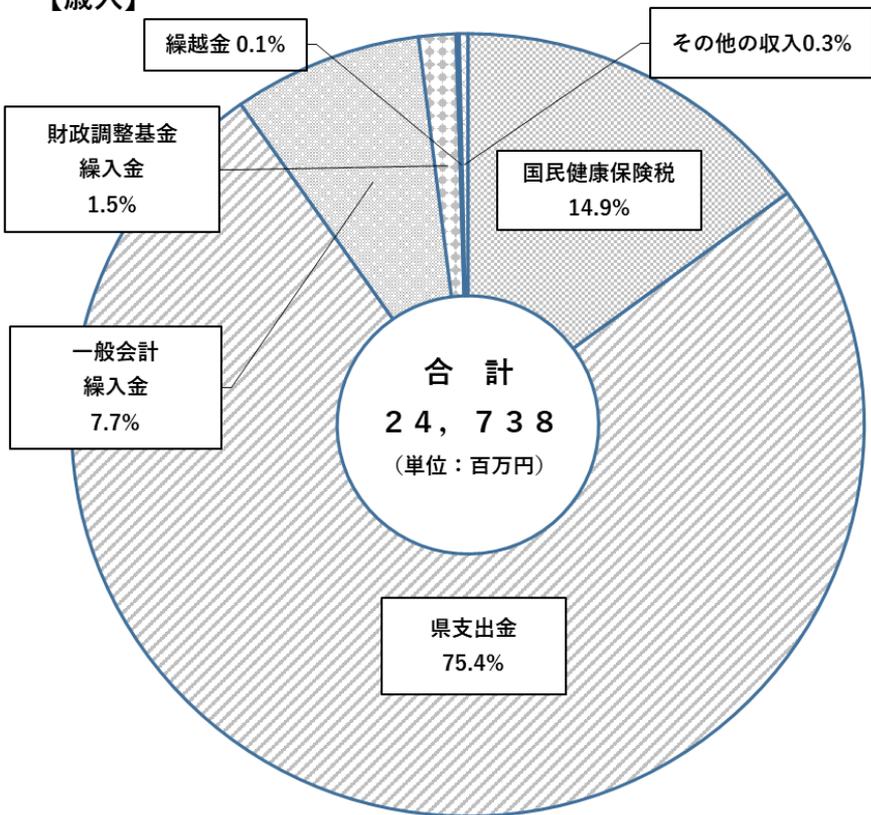
（単位：千円）

科 目	構 成 比	令和 8 年度 予算 (C)	令和 7 年度 予算 (D)	増 減 (C) - (D)	主 要 因 等
総務費	0.9%	226,693	266,849	▲ 40,156	システム標準化に伴う改修経費の減等
収納率向上 対策事業	0.1%	28,947	28,426	521	資料 P16
医療費適正化事業	0.1%	31,319	31,737	▲ 418	資料 P17
保険給付費	73.8%	18,245,894	17,785,586	460,308	資料 P15
国保事業費 納付金	23.6%	5,846,429	5,900,539	▲ 54,110	県に対する納付金 (県が示した額を予算計上)
医療給付費分	15.8%	3,917,333	4,051,623	▲ 134,290	
後期高齢者 支援金等分	5.6%	1,381,772	1,417,264	▲ 35,492	
介護納付金分	1.7%	418,630	431,652	▲ 13,022	
子ども・子育て 支援金分	0.5%	128,694	0	128,694	令和 8 年度から制度開始
保健事業費	1.2%	284,823	264,544	20,279	
健康増進事業	0.2%	61,057	51,274	9,783	資料 P18～P19
特定健康診査等事業	0.9%	215,313	204,334	10,979	資料 P20～P22
その他	0.5%	134,298	134,071	227	
合 計		24,738,137	24,351,589	386,548	

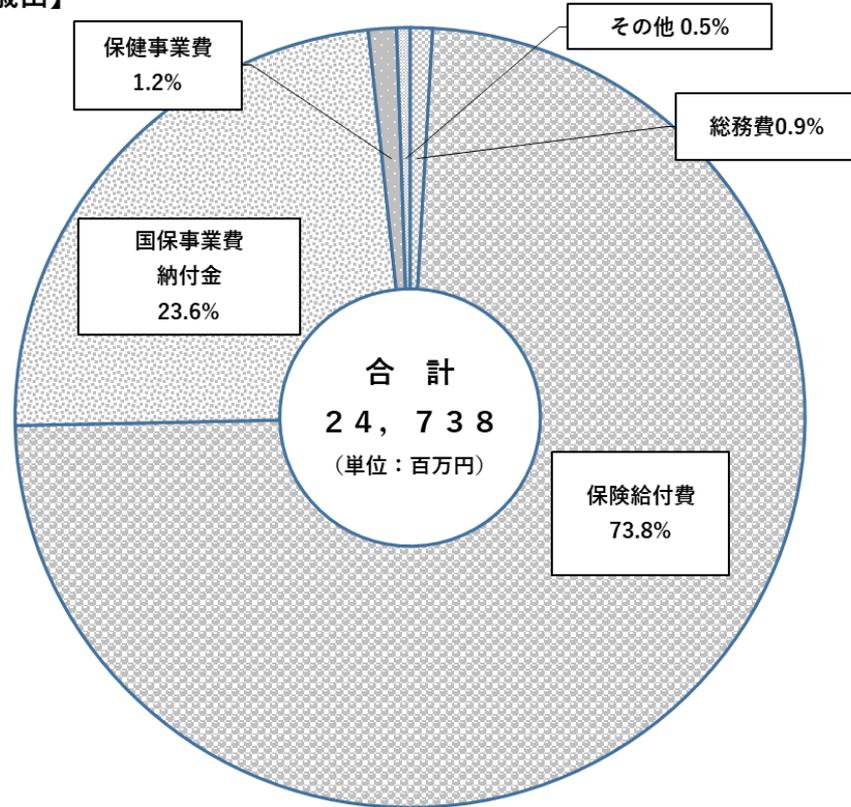
注：総務費、保健事業費の内訳については、主なものを記載。

# 令和8年度 佐世保市国民健康保険事業特別会計予算（案） 構成割合

【歳入】



【歳出】



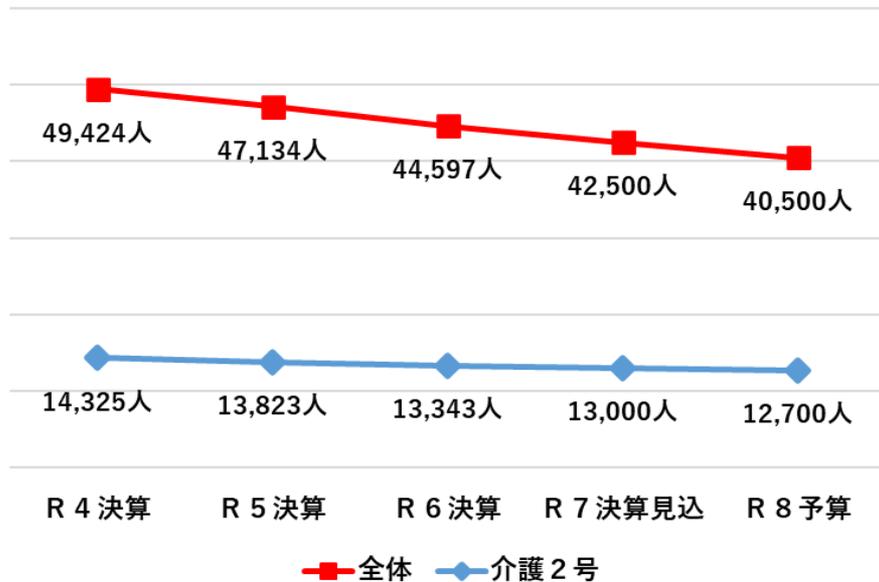
※構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、個々の数値の合計が総数と一致しない場合がある

# 世帯数・被保険者数の見込について

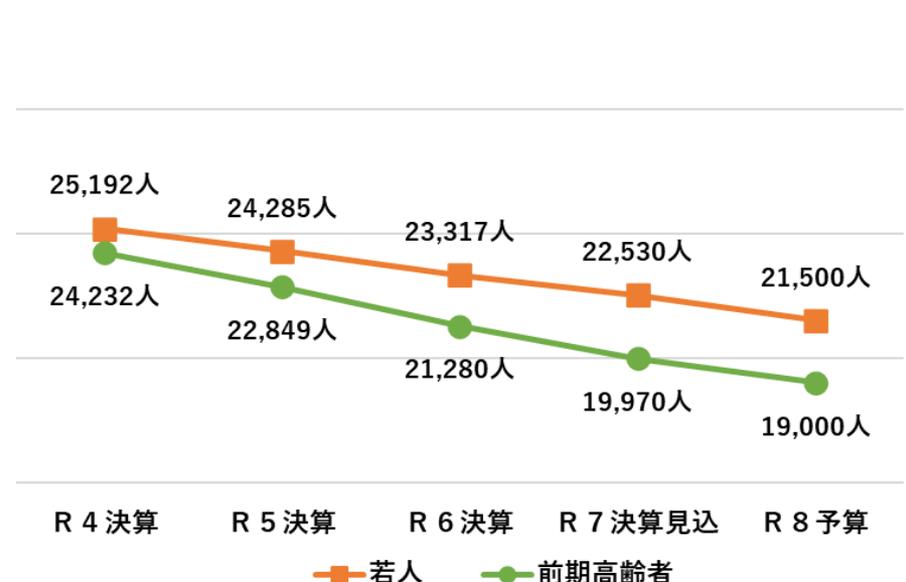
	R 6 決算	R 7 決算見込み			R 8 予算		
			増減	伸び		増減	伸び
世帯数	31,028世帯	30,000世帯	△1,028世帯	△3.31%	29,000世帯	△1,000世帯	△3.33%
<b>被保険者数</b>	<b>44,597人</b>	<b>42,500人</b>	<b>△2,097人</b>	<b>△4.70%</b>	<b>40,500人</b>	<b>△2,000人</b>	<b>△4.71%</b>
若人（0歳～64歳）	23,317人	22,530人	△787人	△3.38%	21,500人	△1,030人	△4.57%
前期（65歳～74歳）	21,280人	19,970人	△1,310人	△6.16%	19,000人	△970人	△4.86%
<b>介護2号被保険者数</b>	<b>13,823人</b>	<b>13,000人</b>	<b>△823人</b>	<b>△5.95%</b>	<b>12,700人</b>	<b>△300人</b>	<b>△2.31%</b>

・被保険者数は引き続き減少するものと見込んでおります。

## 被保険者数の推移

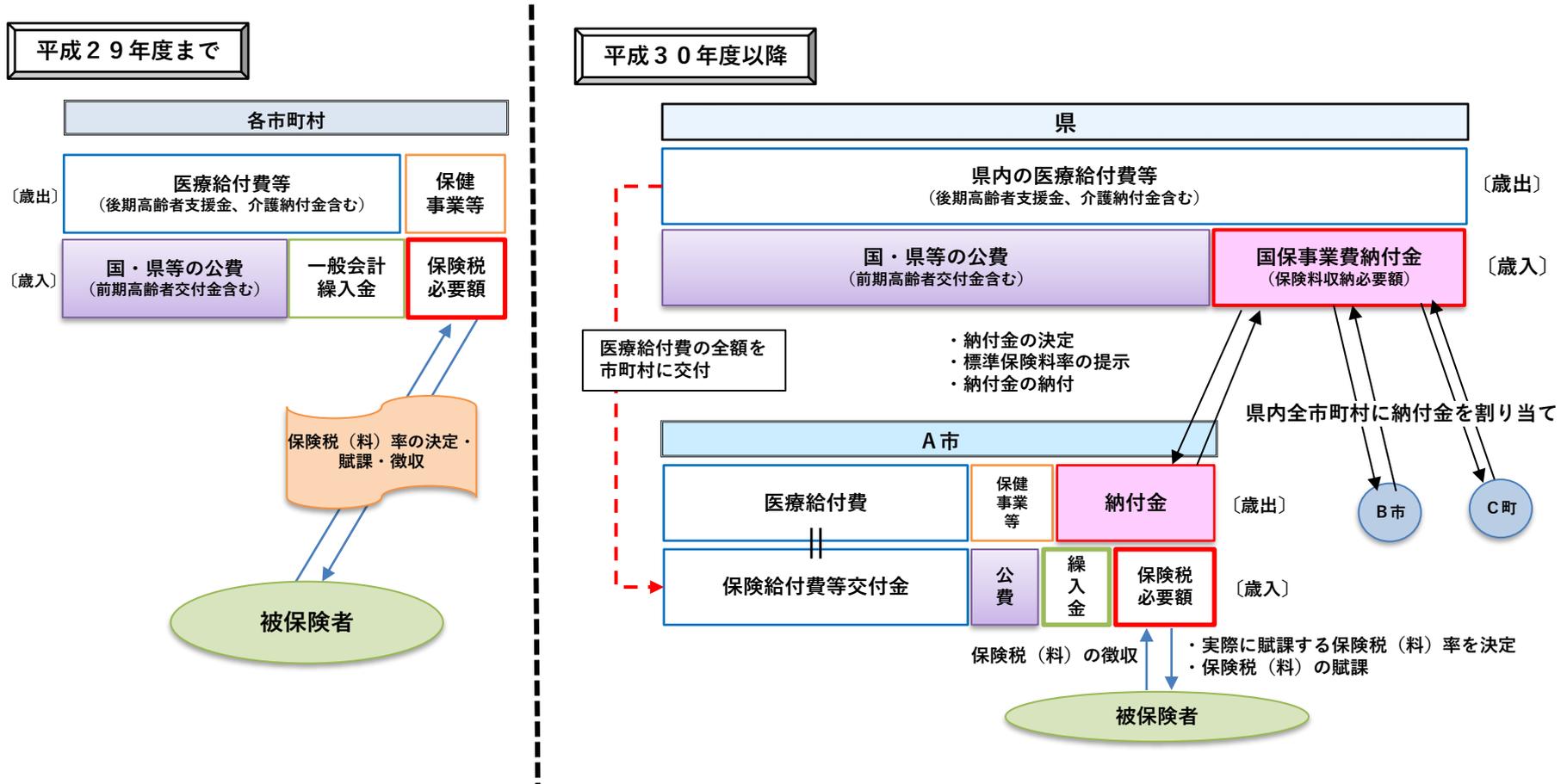


## 被保険者数の推移（若人・前期）



# 国保財政のイメージ

- 国保事業費納付金は県全体の医療費を賄うための財源として、県において算定され、市町に示される
- 県全体の医療費の見込み額（伸び率）及び国から示される公費（確定係数）を基に算定され、各市町の医療費水準、所得水準の状況、被保険者数の割合を基に国保事業費納付金及び標準保険料率を算定  
⇒ **所得水準・医療費水準・被保険者数割合が高いほど国保事業費納付金の負担が大きくなる**
- 市町は県から示された標準保険料（税）率を参考に保険税（料）率を決定する



※上記の図は予算における事業の構成を表すための図であるため、実際の予算額割合と異なります

# 県から示された令和8年度佐世保市国保事業費納付金

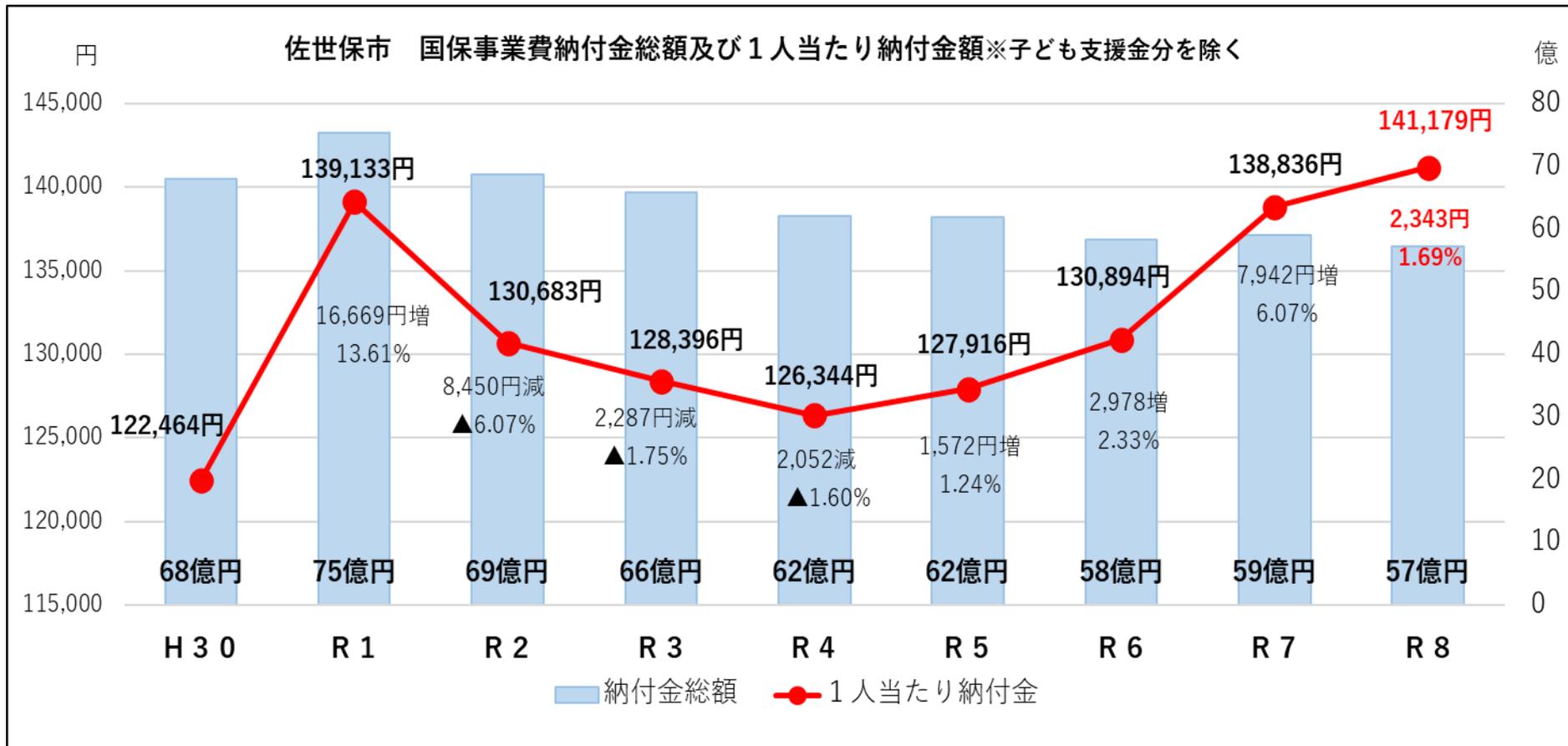
単位：円

佐世保市 ※総額	国民健康保険事業費納付金				
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども支援金分	計 子ども分除く
令和4年度	4,381,082,716	1,401,750,877	420,664,339		6,203,497,932
令和5年度	4,214,525,803	1,502,057,793	461,742,765		6,178,326,361
令和6年度	3,984,428,509	1,399,245,204	441,117,742		5,824,791,455
令和7年度	4,051,622,036	1,417,263,738	431,651,815		5,900,537,589
<b>令和8年度</b>	<b>3,917,332,208</b>	<b>1,381,771,281</b>	<b>418,629,312</b>	<b>128,693,067</b>	<b>5,717,732,801</b>
対前年度比（増減額）	△ 134,289,828	△ 35,492,457	△ 13,022,503	128,693,067	△ 182,804,788
対前年度比（割合）	96.7%	97.5%	97.0%	—	96.9%

単位：円

佐世保市 ※1人当たり	国民健康保険事業費納付金				
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども支援金分	被保険者1人当たり 子ども分除く
令和4年度	89,228	28,549	29,417		126,344
令和5年度	87,257	31,099	32,517		127,916
令和6年度	89,538	31,444	32,919		130,894
令和7年度	95,332	33,347	33,204		138,836
<b>令和8年度</b>	<b>96,724</b>	<b>34,118</b>	<b>32,963</b>	<b>3,178</b>	<b>141,179</b>
対前年度比（増減額）	1,392	770	△ 241	3,178	2,343
対前年度比（割合）	101.5%	102.3%	99.3%	—	101.7%

# 県から示された令和8年度佐世保市国保事業費納付金



# 現行税率（令和7年度）による令和8年度収支見込みと対応案について

## 収支状況（単位：千円）

医療分	歳入	22,414,823	△ 238,392
	歳出	22,653,215	



## 【基金活用】

収支不足の全額を基金で対応	
基金活用額	238,392
収支不足額	0

後期高齢者 支援金分	歳入	1,356,642	△ 25,130
	歳出	1,381,772	



収支不足の全額を基金で対応	
基金活用額	25,130
収支不足額	0

介護分	歳入	407,264	△ 11,366
	歳出	418,630	



収支不足の全額を基金で対応	
基金活用額	11,366
収支不足額	0

子ども分	歳入	36,697	△ 91,997
	歳出	128,694	



子ども・子育て支援金分	
基金活用額	0
収支不足額	△ 91,997

物件費等	歳入	155,459	0
	歳出	155,459	

## 収支（歳入-歳出）

計	歳入	24,370,885	△ 366,885
	歳出	24,737,770	

## （参考）

基金使用額 計	274,888
子ども・子育て支援金分	△ 91,997

# 令和8年度佐世保市国民健康保険税 ～ 税率（案） ～

## 1. 税率

区分		令和7年度	令和8年度		令和8年度	
		(佐世保市現行税率)		現行税率との差	市改定案との差	
医療分	所得割	8.00%	<b>7.80%</b>	△0.20%	<b>9.16%</b>	1.36%
	均等割	24,600円	<b>24,600円</b>	0円	<b>30,946円</b>	6,346円
	世帯割	18,000円	<b>18,000円</b>	0円	<b>20,409円</b>	2,409円
後期高齢者 支援金等分	所得割	3.40%	<b>3.30%</b>	△0.10%	<b>3.58%</b>	0.28%
	均等割	10,600円	<b>10,600円</b>	0円	<b>12,141円</b>	1,541円
	世帯割	7,300円	<b>7,300円</b>	0円	<b>8,007円</b>	707円
介護納付金分	所得割	2.80%	<b>2.70%</b>	△0.10%	<b>2.84%</b>	0.14%
	均等割	10,600円	<b>10,600円</b>	0円	<b>11,770円</b>	1,170円
	世帯割	5,000円	<b>5,000円</b>	0円	<b>6,132円</b>	1,132円
子ども支援金分	所得割	—	<b>0.33%</b>	0.33%	<b>0.33%</b>	0.00%
	均等割	—	<b>1,084円</b>	1,084円	<b>1,084円</b>	0円
	18歳以上均等割	—	<b>58円</b>	58円	<b>58円</b>	0円
	世帯割	—	<b>691円</b>	691円	<b>691円</b>	0円

※子ども支援金分の標準保険料率については、市町村の算定方式（賦課割合）で算定されたもの

## 2. 課税限度額

区分	令和7年度	令和8年度	増減
医療分	660,000円	670,000円	+ 1万円
後期高齢者支援金等分	260,000円	260,000円	据置
介護納付金分	170,000円	170,000円	据置
子ども支援金分	—	30,000円	+ 3万円

※令和8年3月末地方税法施行令改正予定

# 1人当たり保険税調定額の推移及び見込みについて

## ■ 1人当たり保険税調定額の推移（一般被保険者分）

年度	医療分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分		合計			子ども支援金分	
		増減額		増減額		増減額		増減額	伸び率		増減額
H 30	59,622円	△ 7,846円	20,165円	△ 1,173円	21,893円	△ 2,881円	92,889円	7,376円	8.63%		
R 1	62,276円	2,654円	20,351円	186円	22,107円	214円	95,182円	2,293円	2.47%		
R 2	59,959円	△ 2,317円	21,015円	664円	24,903円	2,796円	96,354円	1,172円	1.23%		
R 3	59,960円	1円	21,019円	4円	23,318円	△ 1,585円	87,710円	△ 8,644円	△8.97%		
R 4	50,106円	△ 9,854円	18,740円	△ 2,279円	21,167円	△ 2,151円	74,982円	△ 12,728円	△14.51%		
R 5	50,896円	790円	19,176円	436円	21,649円	482円	76,422円	1,440円	1.92%		
R 6	55,669円	4,773円	21,774円	2,598円	22,490円	841円	84,171円	7,749円	10.14%		
R 7 (決算見込)	59,184円	3,515円	24,922円	3,148円	24,172円	1,682円	91,695円	7,524円	8.94%		
(予算)	(57,717円)		(22,184円)		(22,883円)		(86,900円)				
<b>R 8 (案)</b>	<b>59,184円</b>	<b>0円</b>	<b>24,922円</b>	<b>0円</b>	<b>24,172円</b>	<b>0円</b>	<b>91,686円</b>	<b>△ 9円</b>	<b>△0.01%</b>	<b>2,443円</b>	<b>2,443円</b>

基金を活用しなかった場合

98,973円

7,278円

7.94%

### < 補足説明 >

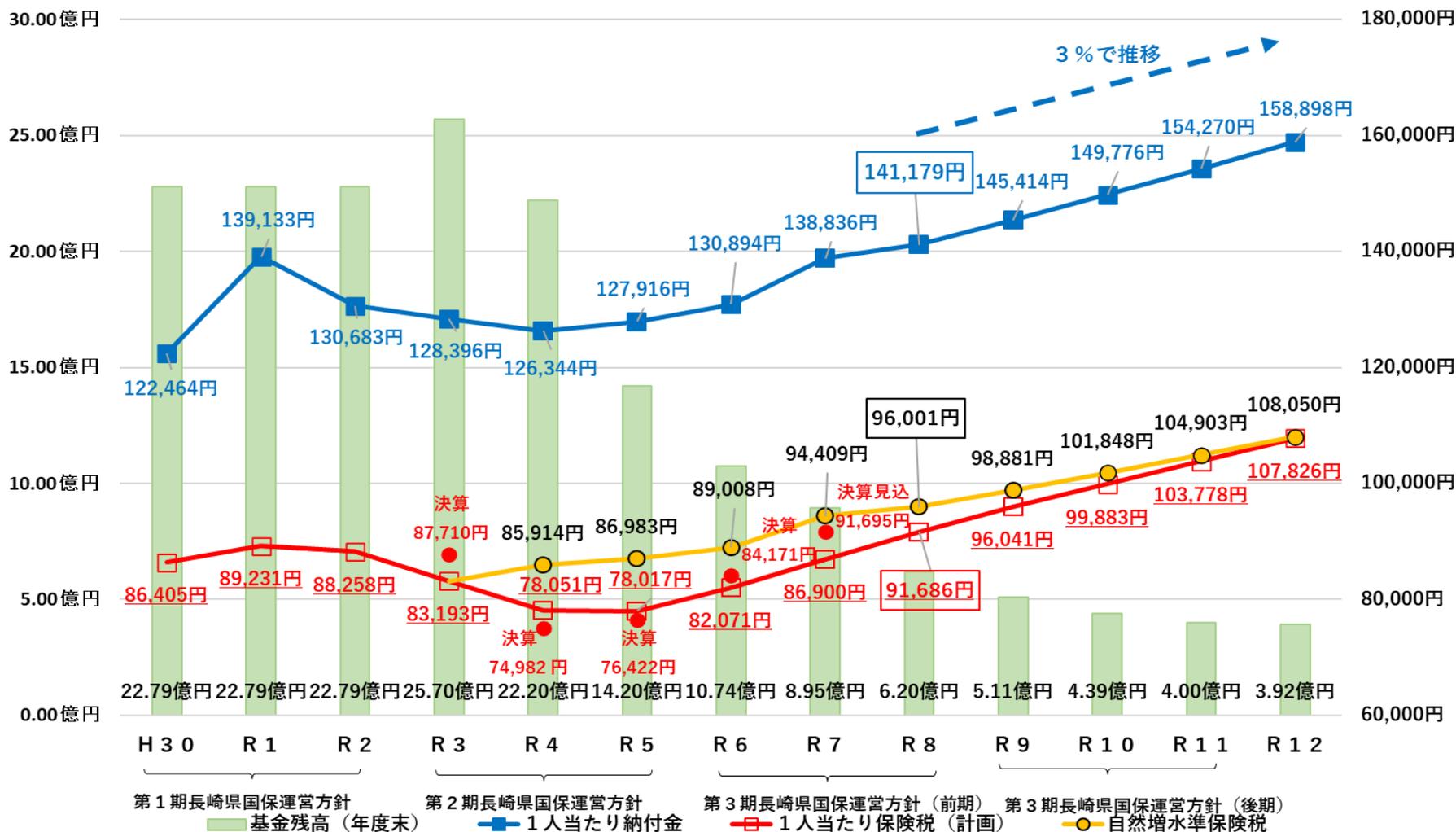
- ・ 1人当たり保険税調定額の合計額は、医療分、支援分、介護分の総額を被保険者数で除した額のため、各区分の積上げ額と一致しない
- ・ R 8 保険税調定額は、基金充当後及び税率引下げ後の年間平均額
- ・ 税率算定に係る予定収納率は、医療分・支援分を93.0%（R 7と同率）、介護分は91.5%（R 7と同率）で算定

# 佐世保市国民健康保険「税率」の推移

## ●佐世保市国民健康保険「税率」の推移

	医療分（基礎課税分）					後期高齢者支援金等分					介護納付金分					子ども・子育て支援納付金分					
	税率				課税 限度額	税率				課税 限度額	税率				課税 限度額	税率					課税 限度額
	所得割	均等割	世帯割	上げ 下げ		所得割	均等割	世帯割	上げ 下げ		所得割	均等割	世帯割	上げ 下げ		所得割	均等割	均等割 (18歳以上)	世帯割	上げ 下げ	
平成29年度	10.30%	27,500円	27,500円	据置	54万円	3.18%	8,750円	8,750円	据置	19万円	2.80%	9,800円	8,800円	据置	16万円						
平成30年度	8.60%	24,400円	24,000円	下げ	58万円	2.90%	8,400円	8,200円	下げ	据置	2.50%	8,200円	7,000円	下げ	据置						
令和元年度	8.90%	25,200円	24,800円	上げ	61万円	2.90%	8,400円	8,200円	据置	据置	2.50%	8,200円	7,000円	据置	据置						
令和2年度	8.60%	24,200円	23,800円	下げ	63万円	3.10%	8,500円	8,300円	上げ	据置	2.90%	9,800円	7,400円	上げ	17万円						
令和3年度	8.60%	24,200円	23,800円	据置	据置	3.10%	8,500円	8,300円	据置	据置	2.60%	9,800円	6,500円	下げ	据置						
令和4年度	7.50%	20,000円	16,000円	下げ	65万円	2.80%	8,000円	6,000円	下げ	20万円	2.40%	9,600円	4,800円	下げ	据置						
令和5年度	7.50%	20,000円	16,000円	据置	据置	2.80%	8,000円	6,000円	据置	22万円	2.40%	9,600円	4,800円	据置	据置						
令和6年度	8.00%	22,000円	18,000円	上げ	据置	3.00%	9,000円	8,000円	上げ	24万円	2.40%	9,600円	4,800円	上げ	据置						
令和7年度	8.00%	24,600円	18,000円	上げ	66万円	3.40%	10,600円	7,300円	上げ	26万円	2.80%	10,600円	5,000円	上げ	据置						
令和8年度	7.80%	24,600円	18,000円	下げ	67万円	3.30%	10,600円	7,300円	下げ	据置	2.70%	10,600円	5,000円	下げ	据置	0.33%	1,084円	58円	691円	皆増	3万円

# 1人当たり保険税調定額（子ども支援金分除く）の推移及び基金の推移（見込み）について



# 長崎県内の1人当たり保険税の状況 ※令和6年度・7年度予算額

○令和6年度全体分

順位	都市名	金額(円)	差額(円)
1	雲仙市	108,395円	0
2	波佐見町	107,182円	△ 1,213
3	長与町	106,418円	△ 1,978
4	対馬市	105,840円	△ 2,555
5	松浦市	104,723円	△ 3,672
6	南島原市	103,037円	△ 5,358
7	島原市	101,727円	△ 6,668
8	川棚町	98,441円	△ 9,954
9	東彼杵町	98,129円	△ 10,266
10	長崎市	97,055円	△ 11,340
11	諫早市	95,153円	△ 13,242
12	時津町	95,134円	△ 13,262
13	壱岐市	91,694円	△ 16,701
14	新上五島町	91,322円	△ 17,073
15	大村市	89,729円	△ 18,666
16	平戸市	89,313円	△ 19,082
17	五島市	85,653円	△ 22,742
18	佐々町	85,065円	△ 23,330
19	西海市	84,887円	△ 23,508
20	佐世保市	82,071円	△ 26,324
—	小値賀町	回答なし	—

県内平均 96,048円 (小値賀町除く)

※差額は1位との差

○令和7年度全体分

順位	都市名	金額(円)	差額(円)
1	雲仙市	116,931円	0
2	対馬市	109,766円	△ 7,165
3	波佐見町	109,600円	△ 7,331
4	長与町	108,323円	△ 8,608
5	松浦市	107,103円	△ 9,828
6	諫早市	105,713円	△ 11,218
7	南島原市	102,685円	△ 14,246
8	大村市	101,107円	△ 15,824
9	長崎市	100,186円	△ 16,745
10	島原市	100,109円	△ 16,822
11	東彼杵町	97,661円	△ 19,270
12	時津町	96,318円	△ 20,613
13	新上五島町	94,377円	△ 22,554
14	平戸市	93,898円	△ 23,033
15	川棚町	92,963円	△ 23,968
16	西海市	90,873円	△ 26,058
17	五島市	89,831円	△ 27,100
18	佐々町	87,246円	△ 29,686
19	佐世保市	86,900円	△ 30,031
20	小値賀町	77,789円	△ 39,142
—	壱岐市	回答なし	—

県内平均 98,469円 (壱岐市除く)

※差額は1位との差

# 令和6年度被保険者一人当たり保険税(料)の決算状況(中核市)

順位	都市名	金額(円)	差額(円)
1	岡崎市	128,832	0
2	豊中市	127,715	△1,116
3	八王子市	125,795	△3,037
4	吹田市	125,733	△3,099
5	高槻市	124,609	△4,223
6	一宮市	120,264	△8,568
7	八尾市	117,528	△11,304
8	枚方市	116,612	△12,219
9	豊田市	116,189	△12,643
10	岐阜市	115,421	△13,410
11	寝屋川市	114,564	△14,268
12	山形市	112,596	△16,236
13	甲府市	111,715	△17,117
14	柏市	111,369	△17,463
15	高松市	110,853	△17,979
16	松本市	109,993	△18,839
17	越谷市	109,792	△19,040
18	東大阪市	109,716	△19,116
19	横須賀市	108,084	△20,748
20	金沢市	107,629	△21,203
21	奈良市	107,525	△21,307
22	豊橋市	107,453	△21,379
23	西宮市	107,425	△21,406
24	船橋市	107,136	△21,696
25	川口市	106,210	△22,622
26	福井市	105,622	△23,210
27	福山市	105,296	△23,536
28	水戸市	104,908	△23,924
29	大津市	104,435	△24,397
30	松江市	103,775	△25,057
31	川越市	103,716	△25,116

32	宇都宮市	101,330	△27,501
33	高知市	101,245	△27,587
34	久留米市	100,736	△28,096
35	前橋市	99,973	△28,859
36	長野市	99,462	△29,369
37	長崎市	99,125	△29,707
38	尼崎市	99,036	△29,796
39	呉市	98,417	△30,415
40	盛岡市	98,027	△30,805
41	富山市	97,384	△31,448
42	高崎市	96,721	△32,111
43	宮崎市	96,634	△32,198
44	姫路市	95,176	△33,656
45	倉敷市	94,406	△34,426
46	秋田市	93,153	△35,679
47	明石市	92,930	△35,902
48	郡山市	92,576	△36,256
49	下関市	92,347	△36,485
50	大分市	92,067	△36,764
51	福島市	90,840	△37,992
52	松山市	90,334	△38,498
53	和歌山市	89,407	△39,425
54	いわき市	89,327	△39,505
55	八戸市	88,693	△40,139
56	旭川市	88,077	△40,755
57	函館市	87,901	△40,931
58	青森市	86,536	△42,296
59	佐世保市	84,171	△44,660
60	鹿児島市	84,044	△44,788
61	鳥取市	83,939	△44,893
62	那覇市	80,436	△48,396

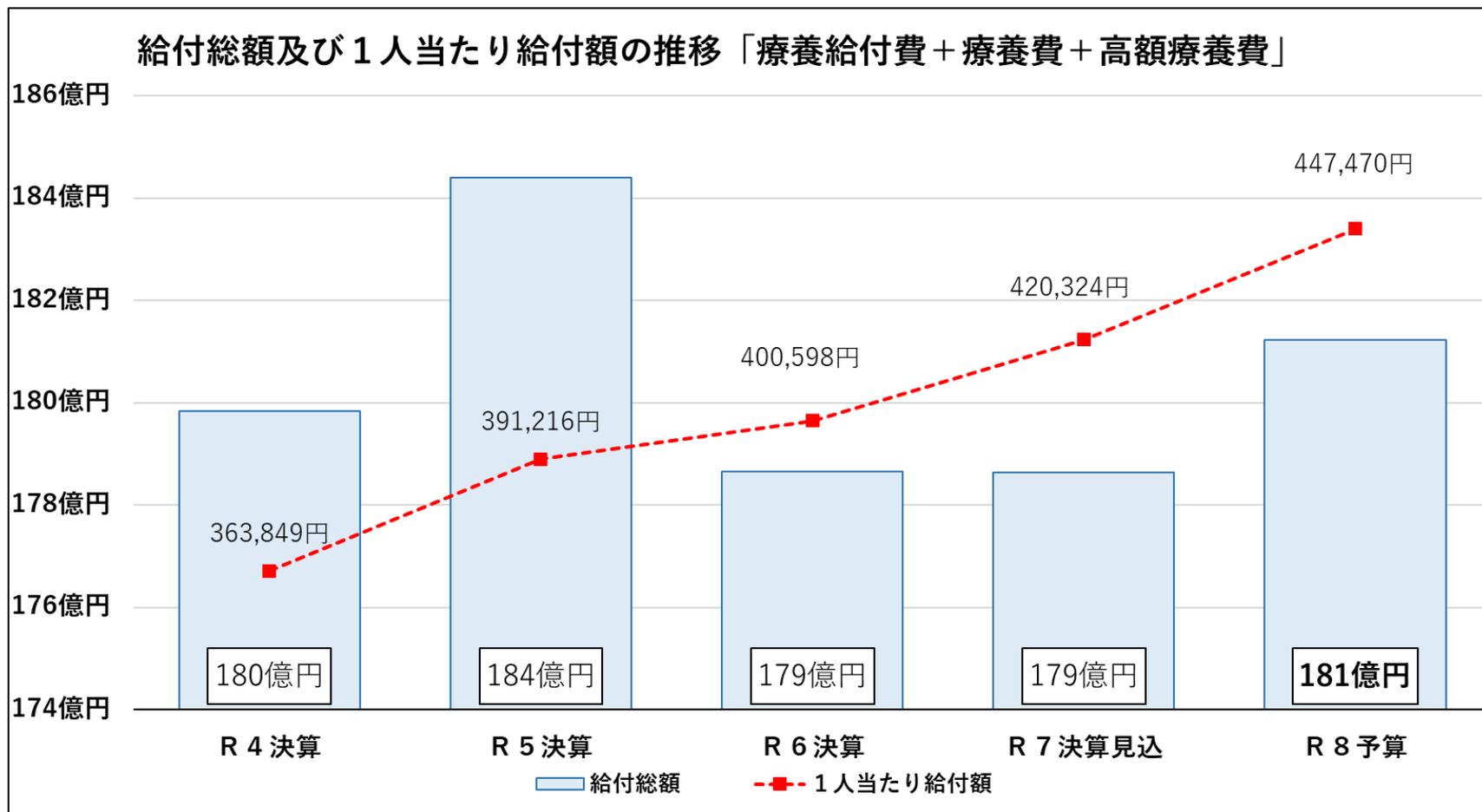
※差額は1位との差

# 医療費の給付総額及び1人当たり給付額の推移

○給付総額及び1人当たり給付額（療養給付費＋療養費＋高額療養費）

一般被保険者	R4 決算		R5 決算		R6 決算		R7 決算見込		R8 予算	
	給付総額	伸び率	給付総額	伸び率	給付総額	伸び率	給付総額	伸び率	給付総額	伸び率
給付総額	17,982,895千円	△2.97%	18,439,582千円	2.54%	17,865,468千円	△3.11%	17,863,769千円	△0.01%	18,122,535千円	1.45%
1人当たり給付額	363,849円	0.46%	391,216円	7.52%	400,598円	2.40%	420,324円	4.92%	447,470円	6.46%

※必要な費用は全額、県より交付される。



## 令和8年度国民健康保険の主な事業（当初予算）

### I. 収納率向上特別対策事業 28,947 千円

#### 【目的】

国民健康保険制度の運営のために実施する通例の国民健康保険事業に加えて、別に必要とする事業を実施し、より一層の事業実績向上を図るとともに国民健康保険財政の安定化に資することを目的とする。

- |  |           |   |
|--|-----------|---|
| (1) 職員の研修に関する事業<br>①職員の研修<br>・ 職員の職務遂行能力および資質の向上を目的とし、専門知識の習得に向けた課内研修会を開催する。(年3回)<br>②各種研修会への参加<br>・ 関係団体が主催する各種研修会に積極的に参加し、専門スキルの向上を図る。   | 1, 281千円  | ②多様な納付手段の利用促進<br>・ スマートフォン等を利用したキャッシュレス決済の普及啓発を継続し、利用者の納付の利便性向上を図る。   |
| (2) 収納体制の充実・強化に関する事業<br>①会計年度任用職員の活用<br>・ 窓口に来庁した納税者の受付及び納付指導等を実施する。<br>・ 財産調査等の補助業務により、調査から滞納処分に至る一連の事務の効率化を図る。<br>②土曜・日曜及び夜間相談日の開設<br>・ 平日来庁できない滞納者を対象に相談窓口を開設する。<br>土曜・日曜：年2回（12月、3月） 9:00~16:30<br>平日夜間：年3回（9月、12月、3月） 17:15~19:30 | 11, 717千円 | (4) 被保険者指導等の徹底に関する事業 4, 888千円<br>①被保険者に対する納税啓発<br>・ 広報誌等を通じて納期内納付を広く呼びかけ、被保険者の納税意識の高揚を図る。<br>②滞納者把握の徹底<br>・ 滞納整理システムによるデータの一元管理を行い、事務の効率化を図るとともに、未接触者等を迅速に把握する。<br>③文書催告の実施<br>・ 定期的な一斉催告を実施し、早期の納付勧奨を行う。 |
| (3) 口座振替の促進等、収納率向上に資する事業<br>①口座振替の促進対策<br>・ WEB 口座振替受付サービス等の周知・啓発を行い、口座振替利用促進を図る。  | 8, 186千円  | (5) その他収納率向上に資する事業 2, 875千円<br>①オンラインによる預貯金調査の効率的な運用<br>・ オンラインによる預貯金調査を積極的に活用し、財産調査の迅速化と事務の効率化を図る。<br>②財産調査に基づく適正な徴収管理<br>・ 財産調査の結果に基づき、滞納者の状況に応じた適切な措置を講じる。   |

# 令和8年度国民健康保険の主な事業（当初予算）

## II. 医療費適正化事業 31,319千円

### 【目的】

医療費の適正化を図るため、国民健康保険事業運営の安定化を図ることを目的として各種事業を推進する。

- |   |   |
|---|---|
| <p>(1) レセプト点検体制の充実・強化に関する事業 15,962千円</p> <p>①レセプト内容点検（二次点検）<br/>再審査による医療費等の減額のため、国保連合会へレセプト点検事務を委託し、内容点検を行う。</p> <p>②レセプト資格点検<br/>過誤による医療費等の減額のため、職員によるレセプトの資格点検を行う。</p> <p>③第三者行為適正処理（交通事故等に起因する医療費の求償納付金）<br/>国保連合会への求償事務の委託、職員による被害届提出の勧奨事務等を行う。</p> <p>④不当利得返納金の適正処理<br/>レセプトの資格点検により判明した不当利得分について、被保険者等へ返還請求を行う。<br/>注：レセプト…診療報酬請求明細書（医療費請求書）</p> <p>(2) 被保険者指導等の徹底に関する事業 5,245千円</p> <p>①広報させば特集号の作成及び配布<br/>国保制度及び医療費適正化に関する周知広報を行う。</p> | <p>②重複・頻回受診者への訪問指導等<br/>看護師2名を雇用し、重複・頻回受診者への訪問指導等を行う。</p> <p>③ジェネリック医薬品個人別差額通知の送付<br/>ジェネリック医薬品使用促進のため、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額を通知する。<br/>(通知回数：年間1回 1回当たり通知件数：2,010件)</p> <p>(3) 医療費通知に関する事業 9,322千円<br/>健康管理のより一層の自覚を促すことを目的として、医療費の額、受診状況等を通知する。<br/>(通知回数：年間3回 1回当たり通知件数：25,930件)</p> <p>【通知項目】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受診年月 ・受診者氏名 ・受診区分 ・日数</li><li>・医療費総額 ・医療費総額の内訳 ・病院等名称</li></ul> <p>(4) その他 790千円<br/>職員の資質向上のための研修会への参加<br/>医療費の統計や動向、疾病状況の調査分析 等</p> |
|---|---|

## 令和 8 年度 国民健康保険の主な事業（当初予算）

### Ⅲ. 健康増進事業 61,057千円

**【目的】**

被保険者が健康に対する意識を深め、自らの健康保持・増進を行うようになること。

- |  |   |
|--|---|
| (1) 健康診査事業 <span style="float: right;">49,902千円</span><br>①がん検診助成事業（予定数：28,730人） <span style="float: right;">30,238千円</span> | (2) 重症化予防事業 <span style="float: right;">11,024千円</span><br>①糖尿病性腎症重症化予防事業（対象：1,150人） <span style="float: right;">2,015千円</span> |
|--|---|

健康づくり課が実施している各種がん検診を被保険者が受診する際に、自己負担を全額助成し受診を促すことで、疾病の早期発見・重症化の防止を図る。

「佐世保市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づいた、対象者抽出を行い、糖尿病で通院患者の内、人工透析導入の可能性が高い者に対して、かかりつけ医の協力の下で、管理栄養士が半年間継続的な生活・栄養指導を行い、透析への移行を防止する。また、未治療者、治療中断者に訪問・電話等による受診勧奨を実施する。

**【内訳】**

胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
5,827人	10,103人	8,097人	2,383人	2,320人

- ②慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業（対象：2,400人） 7,987千円

生活習慣病による腎機能の低下が見られる者に対し、保健師、管理栄養士による保健指導を行い、臓器障害（脳血管疾患、心筋梗塞など）の発症や新規透析の導入を防止する。また、腎臓病専門医やかかりつけ医の連携体制づくりでは、歯科医師、薬剤師を含めた多職種連携を継続するとともに、連携医登録の拡充を図る。

- ③生活習慣病重症化予防事業（対象：608人） 1,022千円

生活習慣病が重症化するリスクの高い高血圧等の未治療者に対して、医療機関への適切な受診への働きかけを行い、生活習慣病の発症と重症化の予防に繋げる。

- ②脳ドック事業（定員：450人） 16,318千円

頭部MRI等の医療機器を用いた脳ドックと特定健診を同時実施することで、自覚症状の無い早期異常の発見・早期治療による重症化予防、循環器系疾患（脳/心疾患）予防の意識改善を図る。

※実施医療機関

石坂脳神経外科、佐世保共済病院、佐世保中央病院  
 佐世保市総合医療センター、ひろせ脳神経外科・頭痛クリニック

- (3) 健康増進PR事業 131千円

デンタルフェスティバルへ参画しパネルを展示し特定健康診査等のPRを行う。

- ③若年者健診事業（予定数：250人） 3,346千円

30～39歳の被保険者に特定健診と同様の健診を実施することで、疾病の早期発見を図る。また、若年層の健診への関心を高め、40歳からの特定健診に繋げる。

# 糖尿病性腎症重症化予防事業

R8 見込み値

## 佐世保市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防プログラム

特定健診受診者約12,000人(うち、対象約1,150人)

### 保健指導 糖尿病服薬あり

#### 候補者 (約 550人)

- ①特定健診結果において HbA1c8.0%以上
- ②その他必要と認めたもの

- ・コントロール良好者除外
- ・介入不可医療機関除外 等

#### 重症化リスクの 高いもの (約 150人)

支援パンフ郵送  
※一部訪問  
(30人)

#### 終了者 (約 5人) 6か月 保健指導 実施

### 受診勧奨 糖尿病服薬なし

#### 未治療・中断者 (約 600人)

- ①血糖高値  
(空腹時血糖126mg/dl  
(随時血糖200mg/dl)以上  
またはHbA1c6.5%以上)
- ②治療中断

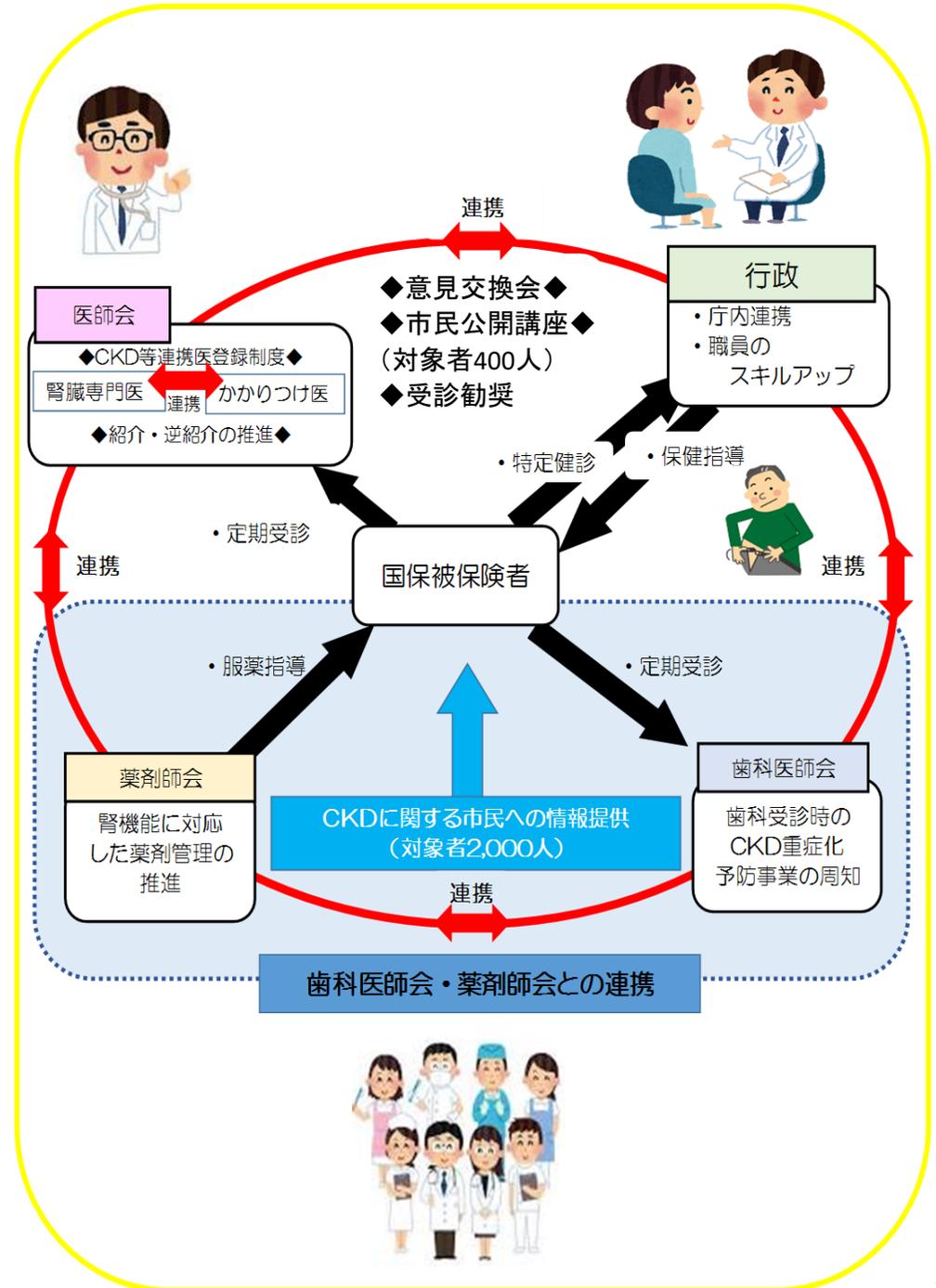
- ・HbA1c7.0%未満除外  
(健診結果にて通知のみ)  
※ただしHbA1c6.5%以上で糖尿病  
性腎症第3、4期の者は除外対象外

#### 未治療 中断者 (約 150人)(約 50人)

面談  
電話  
手紙 等

#### 受診者数 (約 150人)

# 慢性腎臓病 (CKD) 重症化予防事業



## 令和 8 年度 国民健康保険の主な事業（当初予算）

### IV. 特定健康診査事業 199,295千円

#### 【目的】

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群の減少を目的とした特定保健指導対象者を正確に抽出するために行うものである。第4期特定健康診査等実施計画に基づく受診率を目指す。

#### (1) 実施内容 173,833千円

##### ①対象者

40歳から74歳になる国保被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査を実施し、当該被保険者自らの健康状態を把握するとともに、生活習慣病該当者・予備群の抽出を行うもの。（平成20年4月から制度開始）

##### ②受診率目標

令和6年度の実施率は38.2%で、前年度比0.4ポイントの減であった。第4期特定健康診査実施計画では、令和8年度の目標を37.5%としているが、令和6年度実績から1.0ポイント増の39.2%を予算計上している。

○令和8年度予算 受診率 39.2%  
対象者数 28,111人 受診者数 11,020人

	6年度		7年度		8年度	
	計画	実績	計画	見込	計画	予算
対象者（人）	30,832	30,013	30,008	29,203	29,206	28,111
受診者（人）	11,254	11,477	11,110	11,300	10,960	11,020
受診率（%）	36.5	38.2	37.0	38.7	37.5	39.2

※対象者数は、40～74歳の被保険者のうち、資格喪失者及び除外対象者見込を除いた数値としており、状況に応じて変動する。

##### ③実施方法

- ・個別健診⇒医師会（93医療機関）
- ・集団健診⇒健診事業者（公共施設等78回）  
令和8年度から、Web予約を導入予定
- ・その他健診⇒脳ドック同時実施・情報提供書等

##### ④自己負担額 無料

##### ⑤検査項目 P22特定健康診査の項目のとおり

#### (2) 受診率向上対策 25,462千円

##### ①未受診者を対象にリピーター確保の取組

- ・集団健診日程に合わせた受診勧奨、ICTを活用した受診勧奨  
未受診者にハガキでの受診勧奨の取組み
- ・家庭訪問による受診勧奨  
未受診者宅への看護師による受診勧奨を実施

##### ②全ての対象者に向けた取組

- ・受診機会の充実  
土・日曜健診やがん検診との同時実施

##### ③医療機関との連携

- ・受診協力依頼等  
登録医療機関への説明資料の送付
- ・医療機関との情報提供書作成に関する業務委託  
通院治療中で定期的に特定健康診査と同様の項目を検査されている場合、本人の同意のもと主治医から検査データの提供を受ける事業

##### ④広報活動

- ・各町内回覧による受診啓発など

## 令和 8 年度 国民健康保険の主な事業（当初予算）

### V. 特定保健指導事業 16,018千円

#### 【目的】

特定保健指導は、特定健診の実施により抽出した糖尿病等の生活習慣病予備群に対して適切な保健指導を行い、対象者の生活改善を図り、将来的な発症、重症化の抑制を目指すものである。第4期特定健康診査等実施計画に基づく実施率を目指す。

#### (1) 実施内容

##### ①対象者

特定健康診査の結果から生活習慣病の発症の恐れがあると判断された人  
(動機づけ支援対象者、積極的支援対象者)

対象者の選定階層化は、次頁特定保健指導対象者の選定方法のとおり

##### ②実施率目標

○令和8年度予算 実施率 65.0%

対象者数 1,102人 実施者数 716人

	6年度		7年度		8年度	
	計画	実績	計画	見込	計画	予算
対象者(人)	1,125	1,102	1,111	1,130	1,096	1,102
実施者(人)	731	776	722	735	712	716
実施率(%)	65.0	70.4	65.0	65.0	65.0	65.0

※特定保健指導対象者の出現率は、概ね10.0%で算出している。

##### ③実施方法

###### ・直営

特定保健指導対象者（動機付け支援、積極的支援）に対し、医療保険課の保健師や管理栄養士が特定保健指導を実施する。

保健指導従事者数：8人（保健師5人、管理栄養士3人）

###### ・外部委託

特定保健指導業務受託機関で健診を受診した者のうち、動機付け支援となった者について、当該特定保健指導業務受託機関が特定保健指導を実施する。

外部委託機関数：7ヶ所

#### (2) 実施率向上対策

- ・ 公共施設等で実施する特定健康診査時は、当日指導を行う。
- ・ 通信技術を活用した遠隔面接を行う。
- ・ 自宅や職場で指導を行う。
- ・ 外部委託で対応困難な場合（病院来所困難、指導拒否）は、直営で指導を行う。

## ○特定健康診査の項目

【基本的な健診項目（必須項目、下線は本市独自の追加項目）】

### ■診察等

- ・問診（病歴、治療中の病気、服薬等）
- ・身体計測（身長、体重、BMI（※）、腹囲）
- ・理学的所見（身体診察など）
- ・血圧測定

### ■脂質を調べる検査

- ・中性脂肪、HDL（善玉）コレステロール、LDL（悪玉）コレステロール

### ■代謝系を調べる検査

- ・血糖、ヘモグロビンA1c、尿糖

### ■肝機能を調べる検査

- ・AST、ALT、γ-GTP、血清アルブミン

### ■尿・腎機能を調べる検査

- ・尿蛋白定性、尿蛋白定量、血清尿酸、血清クレアチニン、推算 GFR、尿潜血

### ■血球の状態を調べる検査

- ・赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、血小板数

### ■心電図検査

【医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な健診項目】

### ■眼底検査

（※）BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

## ○特定保健指導対象者の選定方法

基準値

腹囲又は BMI	腹囲: 男性 85cm 以上 女性 90cm 以上	BMI25 以上
追加リスク	①空腹時血糖 100 mg/dl 以上又は HbA1c(NGSP値)5.6%以上 又は随時血糖 100 mg/dl 以上(※) ②空腹時中性脂肪 150 mg/dl 以上又は随時中性脂肪 175 mg/dl 又は HDL コレステロール 40 mg/dl 未満 ③最高血圧 130 mm Hg 以上又は最低血圧 85 mm Hg 以上 ④喫煙歴(上記①～③の内1つ以上当てはまればリスクに追加)	

（※）血糖検査の優先順位は①空腹時血糖、②HbA1c、③随時血糖とする

階層化

情報提供	①腹囲、BMI とともに基準以下の方 ②腹囲もしくは BMI が基準以上だが、追加リスクが1つも該当しない方 ③糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している方(健診後に内服開始した方も含む)		
特定保健指導対象者	動機付け支援	腹囲が基準以上で ①追加リスクが1つの方 ②追加リスクが2つ以上だが65歳以上の方。	BMI が基準以上で ①追加リスクが1～2つの方 ②追加リスクが3つ以上だが65歳以上の方。
	積極的支援	腹囲が基準以上で追加リスクが2つ以上の方	BMI が基準以上で追加リスクが3つの以上の方

※特定保健指導対象者の内、佐世保市国保において設定した検査基準に該当する重症化予防事業対象者には、健康増進事業の保健指導を実施する。